

平成30年3月30日
大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社伊藤工務店（法人番号 5040001000585）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社伊藤工務店	5040001000585	千葉県千葉市中央区蘇我1-10-5

2 指名停止措置期間：平成30年3月30日～平成30年7月29日（4ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

上記事業者の元取締役は、千葉市が発注した跨線橋の塗装・補修工事の一般競争入札において、同市職員から工事価格などの情報の提供を受けたとして、平成30年2月6日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。更に、千葉市発注の別入札である県道舗装工事の一般競争入札においても、同市職員から工事価格などの情報の提供を受けたとして、平成30年3月2日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕され、同容疑で新たに当該業者の代表取締役が逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第10号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内